

令和6年度

学校教育計画



大阪府立摂津支援学校

目 次

第1章 学校教育活動の方針

2

- キャリア教育全体計画 2
- (1) 学習指導の方針 3
- (2) 自立活動の方針 5
- (3) 特別活動の方針 5
- (4) 道徳教育及び生徒指導の方針 5
- (5) 進路指導の方針 5
- (6) 人権尊重の方針 6
- (7) 健康管理と指導の方針 6
- (8) センターの機能の発揮・充実の方針 6
- (9) 学校組織の運営方針 6
- (10) 教員の研修方針・研修計画 7

第2章 校務分掌

8

- (1) 校務分掌表 8
- (2) 児童・生徒会活動、部活動担当者一覧表 9

第1章 学校教育活動の方針

○キャリア教育全体計画

学校目標

- ・笑顔きらめく 元気な学校
- ・君の得意を見つけ 伸ばそういいところ
- ・つながる心 つなげよう未来へ

進路指導の目標

- ・児童生徒、保護者の意向、および児童生徒の能力や特性の正しい理解をもとに、進路指導の方針をたてる。
- ・児童生徒の社会的、職業的自立に向け、小学部段階から個々の発達に応じたキャリア教育を行う。
- ・卒業後も学校と福祉機関や就労支援機関との連携により、途切れない支援体制をめざす。

小学部の目標

- ・元気な心とからだをつくる
- ・様々な経験を通して、興味・関心を広げる
- ・人との関わりを深める

中学部の目標

- ・ゆたかな心とすこやかなからだを育てる
- ・新しいことにチャレンジする
- ・いろいろな仲間とつながる

高等部の目標

- ・自己表現力を高め、心身の調和的発達をめざす
- ・将来に夢や希望をもち、様々なことに挑戦する
- ・自己と他者を認め、お互いに高めあう

キャリア教育の目標

豊かな社会生活の実現のために、「できる」「わかる」という体験の充実を図り、自己肯定感を高め、人の役に立つ喜びを感じ、主体的に様々な事にチャレンジする姿勢を育成する。

三本の柱

	ホップ	→	ステップ	→	ジャンプ
挨拶、返事の習慣形成 (人間関係形成能力)					
	促されて挨拶をする	→	自分から挨拶をする	→	場に応じた挨拶をする
清掃の習慣形成 (情報活用能力) (意思決定能力)					
	手本に習って清掃する	→	手順を覚えて清掃する	→	工夫して清掃する
人と関わる力の形成 (人間関係形成能力) (将来設計能力)					
	身近な人と関わる	→	集団の中に入っていき	→	自分の立場を意識し、 集団の中で人と関わる

(1) 学習指導の方針

◆小学部

1 元気な心とからだをつくる

《低学年》生活リズムを整え、丈夫なからだをつくる

《高学年》主体的にからだを動かして、体力をつける

・情緒の安定

気持ちを安定させて日々の学校生活が送れるように、学習環境を整え、児童一人ひとりの実態に応じた課題を設定します。

・体力づくり

毎日元気に登校できるように、児童一人ひとりの実態に配慮し、養護教諭、保護者、関係医療機関等と連携をとりながら、体力の向上、健康の維持につとめます。

・基本的な生活習慣の確立

更衣、食事、排泄等の日常生活動作の自立に向け、児童一人ひとりの実態に応じてスモールステップで指導を行います。

2 様々な経験を通して、興味・関心を広げる

《低学年》学校生活を通して、自分でできることを増やす

楽しいことや好きなことを見つけて、興味や関心を広げる

《高学年》積み重ねた経験を生かして、色々なことに挑戦する

自分で考えたり、選んだりする力をつける

・基礎的、基本的な学習を大切にし、様々な学習経験ができるような指導計画を立てて実践します。

・児童一人ひとりの興味・関心が広がるように、6年間で様々な体験活動を設定します。

・キャリア教育の基礎として、学級で係活動などを設定し、役割意識を育てるとともに、人の役に立つ喜びを体験します。

3 人との関わりを深める

《低学年》先生や友だちを意識して、一緒に活動する

自分の気持ちを表現して、相手に伝える

《高学年》ルールや決まりを守って、集団行動をする

相手の気持ちを考えて、行動する

・基礎集団となる学級担任との安定した関わりを基に、周囲の人との関わりを広げていけるようにします。

・日々の学習活動の中で、コミュニケーションの基本となるあいさつと返事の習慣形成をめざします。

・社会性や豊かな人間性を育むために、異年齢集団での学習や、他学部の生徒・他校の児童生徒との交流および共同学習を計画的に行います。

◆中学部

1 ゆたかな心とすこやかなからだを育てる

朝の活動（ランニング・校外歩行・ダンス）などを通して、元気なからだづくりに取り組みます。

2 新しいことにチャレンジする

将来に向けての第一歩として「職業」「キャリア」などの学習を通して新しい自分を発見し、やってみよう！という心を育てます。

3 いろいろな仲間とつながる

学年や学部の仲間はもちろん、地域の学校との交流や他学部との授業交流をして、仲間とつながる大切さを学びます。

中学部では、いずれ旅立つ社会にむけての準備として、日常生活において自立する力・自分を認め他者とつながる力・将来へのイメージを持って力強く生きようとする力という3つの力の育成に重点をおいた教育活動を行っています。

< 3つの力育成のための取り組み >

①自立活動の充実

- ・健康の保持・・大人に変わる心とからだのための体力の向上や食育の指導、また、性教育の充実
- ・心理的な安定・・日々の学校生活や授業等に見通しを持って取り組めるように、ICT機器を使用した視覚支援や、それぞれの生徒にわかりやすいサイン・言葉かけ等の工夫
- ・人間関係の形成・・友だちや教員、身近な人との信頼関係を確立できるように、集団参加の場面の設定・指導
- ・環境の把握・・見通しを持って活動に参加できるように、日々の活動内容を個人や全体に明確に提示
- ・身体の動き・・福祉医療人材（ST, OT, PT）を活用
- ・コミュニケーション能力・・自分の気持ちや要求を伝える方法の提案と伝わることの経験を重ね自信につなげる指導

②個々の課題に応じた学習グループの編成

生徒一人ひとりの興味・関心を広げ、基礎学力の充実をめざすためしっかりとした実態把握を行い、学習グループを編成します。

③キャリア

摂津支援学校キャリアマトリックスを基礎に、学年ごとの目標を設定しています。

具体的には、毎日の生活のなかでの「あいさつ」を習慣づけることや、毎日の「清掃」を責任持って行います。また、喫茶実習や作品販売を通して、基本的な金銭の扱い方や人とのコミュニケーションのとり方を学びます。

④交流学习

地域中学校との授業交流や、他学年・他学部との交流学习を行うことで仲間とつながる大切さを学びます。茨木支援学校高等部や本校高等部との交流学习は、近い将来の進路についてのイメージを広げることが目的です。また、地域のイベントに参加したり外部講師を招いたりして、「自分」と「自分の周りの世界」との関わりを知ることや、「ほんものに触れる」体験をします。

⑤職業

窯業（陶器の製品づくり）、木工、園芸、布加工の4科目を開講しています。

作品づくりが目的ではなく、科目を通して「働く」ことの意識を芽生えさせることがねらいです。

例えば、役割分担をして、責任を持ってその役割をはたす・根気よく続けて作業する・道具の正しい使い方をマスターする等です。

◆高等部

- 1 自己表現力を高め、心身の調和的発達をめざす
他学部や地域の人たちとの交流を深め、自己を表現する力・他者と協力する力を高め、円滑な人間関係が持てるようにします。
- 2 将来に夢や希望をもち、様々なことに挑戦する
学校生活を通じて望ましい習慣を身につけ、やりがいを持って自ら考え自発的に行動できる力を養います。
- 3 自己と他者を認め、お互いに高めあう
物事を選択、決定する力や責任感を身につけるとともに、自己理解を深め、自分らしく生きるために社会的自立に向けた自分の役割を理解し、将来にわたり生きがいある生活を送る力を養います。

< コースについて >

2年次から、職業コースと生活コースの二つのコースに分かれ、それぞれの教育課程で就労や社会的自立をめざします。

○生活コース・・・生徒の実態に合わせて就労および社会的自立に向けた力を身につけます。

○職業コース・・・就労にむけて社会的自立の力を身につけるための学習をします。

(2) 自立活動の方針

「個別の教育支援計画」の策定を通して、児童生徒一人ひとりの発達段階や障がいの状態、特性を的確に把握し、個に応じた具体的な目標を立てて教師間、保護者との共通理解を深める。

また、「個別の指導計画」の作成において、個々の児童生徒の教育的ニーズの把握に努め、PDCAサイクルにのっとり、目標、手だて、評価を本人・保護者に提示し、理解を得ながら指導する。

児童生徒の生活自立・社会自立をめざし、障がいに基づく種々の困難を、主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うための指導・援助を行う。

指導に関しては、「教育活動全体を通じた自立活動の指導」が充実するように、教師全員が自立活動の観点から児童生徒を観察し、指導できる専門的知識を持つように育成する。

(3) 特別活動の方針

集団活動に参加し、クラス、学年、学部、学校の中で望ましい人間関係を築いていく力を養う。

- 1 ホームルーム活動
朝の会、終わりの会、外部講師による講演会
- 2 行事、校外学習、レクリエーション
遠足、校外学習、宿泊学習、修学旅行は全体計画に沿って実施し、小中高一貫性のある指導を行う。
体育祭、学校祭、儀式、学内行事、クラス・学年・学部レクリエーション、課内クラブ（小中）
- 3 児童生徒会活動
高等部を中心に、児童・生徒会の行事を主体的に行えるよう指導を行い、責任感、協調性を育て、達成感を味わわせる。小学部第5学年から高等部第3学年までが、行事の時等に共に活動し、異年齢集団での取り組みを充実させる。

(4) 道徳教育及び生徒指導の方針

学校生活における教育活動全体を通して、社会の一員として必要な道徳的態度、心情、判断力を身に付ける指導を行う。また、社会生活の中で最も基本である「あいさつ」を大切に、学校の中で自然と「あいさつ」が飛び交う環境を児童生徒と共に築く。そして、各家庭、地域の関係諸機関との連携を密にし、学校、家庭、地域が一体となった計画的、効率的な指導を行う。

- 1 道徳教育全体計画
- 2 児童生徒指導
 - ・その問題行動に対して、社会的自立を促し、成長と教育的効果を考えた指導を行う。
 - ・児童生徒の特性に応じた指導を実践し、自己肯定感を育むとともに、社会生活を営む上で重要となる、自制心とモラルを育む。
 - ・児童生徒が主体的に活動し、表現する態度と、仲間を大切にする協調的な態度を養う。
- 3 防災教育
 - ・人命の尊さについて理解し、災害等が発生した際に適切な安全確保行動をとり、自分自身の身を守ることができる知識と行動力を養う。

(5) 進路指導の方針

- 1 児童生徒、保護者の意向、および児童生徒の力や特性の正しい理解をもとに、児童生徒が主体的に進路を選択できるように進路指導の方針をたてる。
- 2 児童生徒の社会的、職業的自立に向け、小学部段階から個々の発達に応じたキャリア教育を行う。
- 3 卒業後も学校と福祉機関や就労支援機関との連携により、途切れない支援体制をめざす。

(6) 人権尊重の方針

1990年9月2日に発効した「子どもの権利条約」に基づき、児童生徒は基本的人権を尊重され、それぞれの障がいの状況に応じて、十分な教育を受けられるように配慮されなければならない。そのことから教職員自ら基本的人権への認識を深め、教育の場に置いて児童生徒の人権を最大限尊重できるように努める。一方児童生徒の発達段階に応じて、平和を守り、生命の大切さを考える学習を進め、基本的人権を有する社会の一員である自覚を持たせ、友だち、隣人、人と共に歩んでいく友愛の精神を持った成長を支援していく。

(7) 健康管理と指導方針

健康的な生活の保持・増進に必要な環境づくりに努める。また、発達段階を考慮し、児童生徒を多面的・総合的に理解し、その健康課題を的確に把握し、きめ細かな指導の充実を図り、基本的な生活習慣の確立、心身ともに健康な児童生徒の育成に努める。

- 1 障がいや疾病についての理解と、健康で安全な生活を営むための能力を育て、児童生徒が自分の健康保持増進に努める態度を養う。
- 2 学校、保護者、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、地域専門機関等が連携し、児童生徒の個に応じた健康教育・健康相談活動をすすめる。また、日常の健康観察により、児童生徒の疾病等の予防、早期発見に努める。
- 3 健康、安全についての理解と実践を通して、健康の増進と体力向上を図り、調和のとれた心身の発達を促す。
- 4 望ましい食習慣を身につけるために、発達の段階や障がいに応じた効果的な学習法を取り入れ、学校・家庭・地域が連携して取り組みを実施する。また、学校における食育の充実を図るために、発達の段階に応じ、各教科、学校給食と連携し、計画的・継続的な取り組みを実施する。

(8) センターの機能の発揮・充実の方針

- 1 大阪府の支援教育地域支援整備事業にもとづき、三島地区の保育所・幼稚園・小学校・中学校と、高等学校からの依頼に応じて、支援教育に関する教職員対象の相談・支援を実施する。また、本校は今年度及び来年度の二年間推進校としての役割を担う。訪問相談、来校相談、電話相談等の形をとり、市町教育委員会や市の関係機関と連携して実施する。
- 2 本校のリーディングスタッフにより来校相談、電話相談の形をとり、地域の教職員等を対象として相談・支援を実施する。そのうち、訪問相談が適当であると考えられる相談に対しては、上記の支援教育地域支援整備事業に基づき、学校園を訪問して相談・支援を実施する。
- 3 地域における教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携・協力体制の構築を図る。
- 4 要請に応じて小・中学校教員等に対する研修講師の派遣を行う。
- 5 本校が実施する公開研修会を、地域の小・中学校等の教職員も対象とし、地域の支援力向上を図る。また、公開授業週間を設定し、地域の関係者に指導実践や教材等の公開を行う。
- 6 大阪府の高等学校支援教育力充実事業にもとづき、地域の支援学校・高等学校と合同で、高等学校に在籍する生徒への支援に関する協議、実践を行う。

(9) 学校組織の運営方針

1. 安心・安全の教育を進める学校

- (1) 人権尊重の教育の推進
- (2) 校内支援体制の活性化
- (3) 危機管理体制の充実

2. 「わかる授業」「良い授業」を追求する学校

- (1) 授業改善と授業力向上
- (2) ICT教育の推進

(3) 自立活動の時間の指導の充実を図る。

3. 地域で学び、地域とともに育つ学校

- (1) 卒業後を見据えた学習
- (2) 地域に根ざした交流活動・地域に貢献する学校
- (3) 地域に情報発信するセンター校
- (4) PTA 活動

4. 組織力の向上

- (1) 教職員の意見が学校運営に反映されるよう組織の活性化を図る。小中高の学部間連携を推進する。
- (2) 職員の命と健康を守るため、「働き方改革」を進め、時間外勤務の削減に努める。

5. 新しい教育課題・組織課題への対応

- (1) 2025 大阪関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」と連動した学習に取り組む。(環境・人権・多様化・国際理解など)
- (2) 高等部教育課程を再検討する。(進路の多様化に対応したコース制の在り方、3年間を見越した行事計画、学年間の連携協力、地域の人々との共同など)
- (3) 業務 DX 化への対応を進める。(R7 選抜・入決業務のオンライン化、学情・職員端末の更新、新校務処理システム、研修受講履歴記録システムなど)

(10) 教員の研修方針・研修計画

児童生徒の障がいの理解と実態把握に必要な知識の向上をめざし、支援教育の専門家として障がいの状態や発達段階に応じた教育技術の向上のための研鑽を行う。

◇研修の柱◇

- 1 児童生徒個々の障がい特性の理解と指導のための研修
- 2 支援教育の技術力向上のための研修
- 3 人権教育研修
- 4 自立活動の方針に基づいた教育活動を行うための研修
- 5 今後の支援教育の担い手となる若手教員を育てる視点での研修

◇研修計画◇

①校内研修

・大学教授をはじめとする学識経験者、校内の教員による講習により、教育・心理・医学などの支援教育に関わる専門的知識や児童生徒の安全に関する危機管理体制を高めるための研修をする。

②人権研修(人権問題対応委員会)

・児童生徒の人権を守り、それぞれが人権を尊重する態度を育てるための研修を行う。
・人権を大切に、差別・いじめ・からかい・教職員による体罰等不適切な言動を見過ごさない環境づくりや授業実践に資する研修を行う。

③新転任者研修

・本年度着任した教員に対し、本校の学校運営についての概要を周知する研修を実施する。

④初任者研修・初任者研究授業

・本年度着任した初任教員に対し、実態把握や授業実践、研究授業に関する助言や指導等を行う。また、研究授業の見学や振り返りを行い、授業改善や授業力の向上を図る。

⑤公開授業週間

・教員が互いの授業を見学し合う期間を設定することで自己の研鑽の機会とし、学校全体の授業力の向上をめざす。
・地域のセンター校として外部の教育関係者等に公開し、授業づくりや教科指導の手がかりの一助となる役割を果たす。

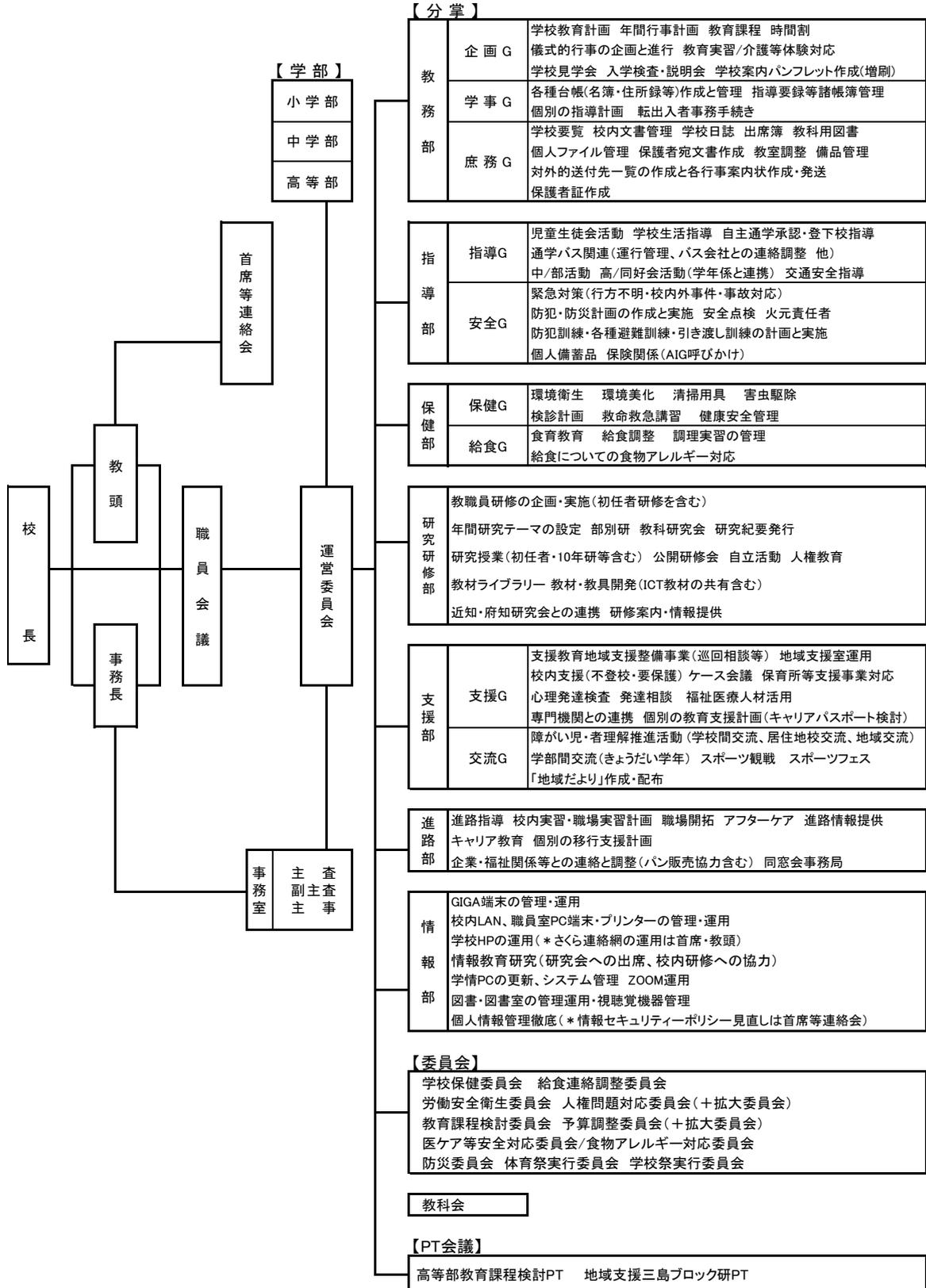
⑥授業研究・学部研修(事例研究)

・随時研究会を設定し、授業内容の検討や指導方法についての検討、情報交換を実施する。また、学部の児童生徒の実態把握や指導内容に関する研修会を適宜実施する。

第2章 校務分掌

(1) 校務分掌表

◆校内組織図



◆委員会 業務内容と配属表

委員会名	目的・業務内容	構成
運営委員会	・学校経営に関する協議 ・職員会議の案件調整・審議	校長 教頭 事務長 首席 部主事 指導教諭 分掌長 案件提案者 * 司会進行・記録係は首席等
教育課程検討委員会	・各学部の教育課程の検討・調整 ・教科会の検討・調整 ・個別の指導計画 道徳教育	教務部長 各学部教務主任 部主事 首席
労働安全衛生委員会	・教職員の安全・健康管理 ・快適な職場環境の確保 ・産業医との連携	衛生管理者 教頭(1) 行政(1) 養護教諭 産業医 各学部1名
人権問題対応委員会	・人権(パワハラ・いじめ等)に関する協議 ・安全で安心な学校づくり推進事業 ・いじめに関するアンケート ・体罰防止チェックリスト 人権研修企画	教頭(1) 首席(1) 研研部(1) 指導部指導G(1) 支援部支援G(1) 各学部1名(兼務なし) * 拡大: 校長 養護教諭 部主事 担任等関係者
予算調整委員会	・学校予算の調整	行政(1) 首席(1) 学部より小2名、中3名、高3名 * 拡大: 校長 部主事 分掌代表
防災委員会	・防災に関する課題検討 防災協定 (必要に応じてとりかい高支合同) ・防災日より 防災研修企画	首席(1) 事務長 指導部安全G長 保健主事 各学部1名(兼務あり) * 必要に応じて、校長、教頭(1)
学校保健委員会	・学校保健委員会の計画・実施 ・専門機関との連携 環境衛生の改善 (とりかい高支合同)	保健主事 校長 教頭(1) 事務長 養護教諭 栄養教諭 首席(1) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師
医ケア等安全対応委員会	・医療的ケアの必要な児童生徒への対応 の検討と周知 ・特別な配慮(服薬預かり、エピペン等)に ついての検討と周知	教頭(1) 首席(1) 保健部長 保健主事 部主事 養護教諭 各学部1名
食物アレルギー対応委員会	・食物アレルギー個別プランの検討と周知 (年度初め、年度末、随時開催)	教頭(1) 首席(1) 保健部長 保健主事 部主事 養護教諭 各学部1名 栄養教諭 給食G長
給食連絡調整委員会	・給食委託業者との連携 ・アレルギー除去食・特別食対応	教頭(1) 事務長 保健部長 給食G長 栄養教諭 養護教諭 委託業者
体育祭実行委員会	体育祭の企画・運営	学部より小2名、中2名、高3名
学校祭実行委員会	学校祭の企画・運営	学部より小2名、中2名、高3名

(2) 児童・生徒会活動、部活動担当者一覧表

1 児童生徒会活動

◇児童生徒会 本部役員

学部	会長	副会長	学年代表	本部役員	選挙
小学部	1	1	3	2	5月、10月
中学部	1	1			5月、10月
高等部	1	2		2	1月

◇高等部 生徒会組織(全員いずれかの委員会に所属する)

委員会	1年生	2年生	3年生	合計	担当教員
生徒会	0	2	3	5	2
学級委員会	10	11	13	34	2
体育委員会	13	13	11	37	2
保健委員会	11	13	11	35	2

2 部活動担当者一覧表

< 中学部 >

部活名	1年		2年		3年		合計	担当教員
	男	女	男	女	男	女		
運動部	3	0	3	0	4	3	13	4

< 高等部 >

部活名	1年		2年		3年		合計	担当教員
	男	女	男	女	男	女		
スポーツ同好会	0	0	2	2	5	0	9	3